

# 川崎市グローバル展開支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響による販路開拓の機会損失や蒸発した需要の回復を図るため、国際的な電子商取引（越境EC）やオンライン商談等の取組に対して経費の一部を補助します。また、現地の状況把握や信頼関係の構築のためには、対面による取組も引き続き重要であることから、渡航調査や海外の展示会出展及び国際認証等の取得にかかる経費の一部を補助し、オンラインと対面での双方の形態により、新常态下での市内産業のグローバルな発展を後押しします。

**公募期間：令和5年5月10日(水)から令和6年1月31日(水)まで**

- 締切は毎月末とし、予算額に達した月に募集を終了します。予算額に達しない場合でも、令和6年1月31日(水)に募集を終了します。
- 本補助金は、事業計画書の事前確認が必要です。申請できるのは一事業者あたり二つの事業までとします。

	対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助率*	限度額*
1	市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等	国際的な電子商取引(越境EC)の取組	出店費用 サイト構築費 コンテンツ制作費 マーケティング・広報費用 運搬費 通訳翻訳費	3分の2以内	40万円 ※重点事業の場合は50万円
2		海外事業者とのオンライン商談等の取組	参加費用 コンテンツ制作費 マーケティング・広報費用 運搬費 通訳翻訳費		20万円 ※重点事業の場合は30万円
3		海外への販路開拓や拠点設立に向けた現地調査	調査委託費 通訳翻訳費 航空費 外国語印刷物等の制作費		10万円
4		海外で開催される展示会等への出展	出展費用 通訳翻訳費 運搬費 外国語印刷物等の制作費		20万円 ※重点事業の場合は30万円
5		海外展開に必要な国際認証等の取得	審査費用 認証・登録費用		40万円

\*二つの事業を実施する場合は、各限度額の範囲内かつ合計40万円（※重点事業の場合は合計50万円）を限度額とします。予算額に達する場合は予算の範囲内での交付となります。

※重点事業は、「川崎ものづくりブランド」、「低CO2川崎ブランド」、「かわさき基準（K I S）」、「かわさき名産品」のいずれかの認定・認証製品を有する企業の取組を指します。

● 制度の詳細、公募要領、申請書等は川崎市HPからご確認ください。



<申請書類提出先・問い合わせ先>

川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課〔国際経済担当〕

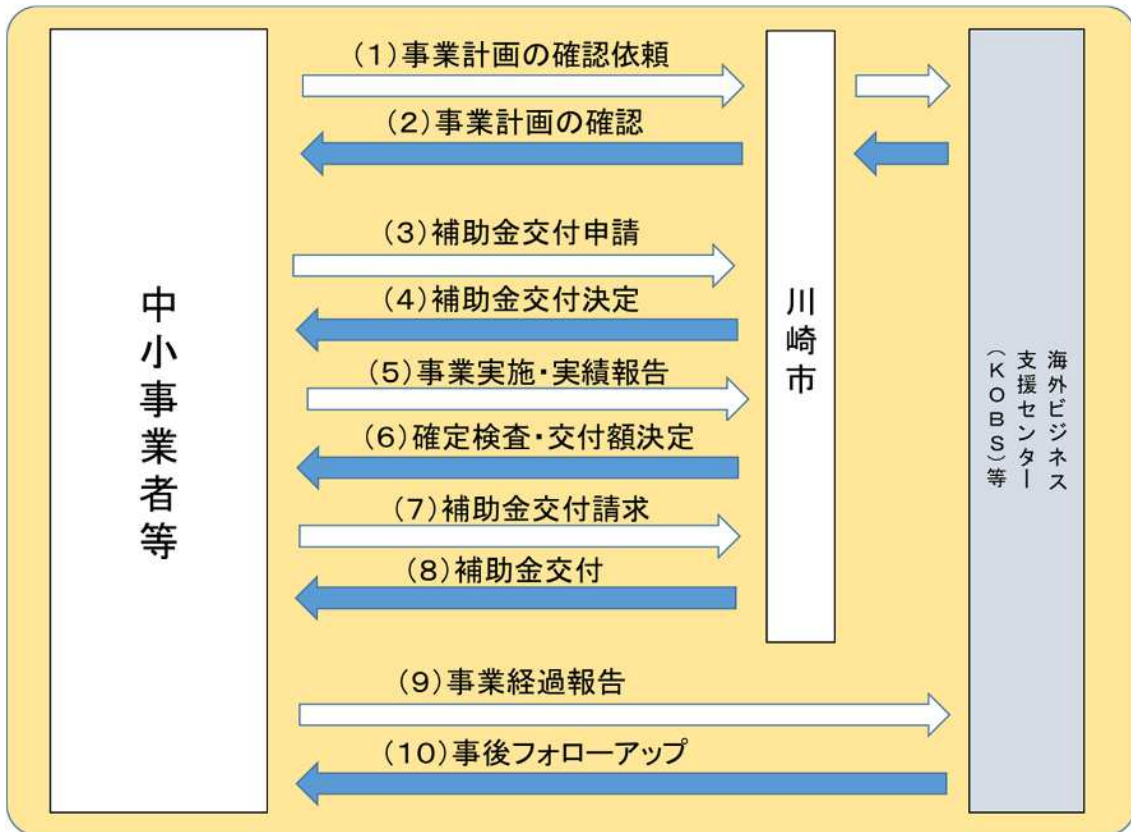
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

TEL:044-200-2363 E-mail:28keiei@city.kawasaki.jp



## 手続きの流れ

- ① 申請を希望する方は、公募要領等をよく御確認の上、事業計画書（第1号様式の別紙、HP参照）を作成し、川崎市へ事前確認を依頼してください。川崎市を通じて、「川崎市海外ビジネス支援センター（KOBIS）」等のコーディネーターによる計画の確認を行います。
- ② 事業計画の事前確認終了後、申請書類を川崎市に電子申請・郵送してください。
- ③ 申請書類受領後、毎月末ごとに審査を行い、申請月の翌月中旬頃に交付決定先を決定します。



【事業経過報告・事後フォローアップ】 川崎市海外ビジネス支援センター(KOBIS)  
 〒212-0013 川崎市幸区堀川町66番地20 川崎市産業振興会館7階  
 TEL:044-541-5232/5233 E-mail:kobs@kawasaki-net.ne.jp

### (参考)中小事業者等の範囲

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は出資の総額)	常勤
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象(個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人
組合関連	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等		